- 主 文 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1

- 被告Aは、原告に対し、別紙1記載の謝罪文を交付せよ。 被告Bは、原告に対し、別紙2記載の謝罪文を交付せよ。 被告東京都は、原告に対し、金18万1366円を支払え。

事案の概要

本件は、立川市立 $\alpha$ 中学校(以下「 $\alpha$ 中」という。)の教諭である原告が、平成10年4月1日から同14年3月31日までの間同校長であった被告A及び同年4月1日から同校長となった被告Bの違法な職務命令によって、同13年9月5日から同15年10月27日までの間、別紙3超過勤務一覧表「原告の主張」欄記載のとおり超過勤務を強いられた(以下「本件超過勤務」という。)と主張して、被告A及び同Bに対し別紙1及び2記載のとおりの謝罪文交付を求め、また、被告東京都に対し超過勤務手当18万1366円の支払を求めた事案である。

(1)当事者

原告

 $\hat{\rho}$  原告は、昭和57年4月1日、東京都清瀬市公立学校教諭に任命され、清瀬市立 $\hat{\rho}$ 中学校、調布市立 $\hat{\rho}$ 中学校、同市立 $\hat{\rho}$ 中学校、福生市立 $\hat{\rho}$ 中学校で勤務した後、平成10年4月1日から $\hat{\rho}$ 中で勤務している。

原告の職務内容

lpha中において生徒に対し理科を教えていたが、同校における平成13年度から同15年度までの間の職務内容 は、以下のとおりであった(乙1ないし3)。 a 平成13年度 3年3組担任 校務分享等 教務(教育課程全般)

平成14年度 1年3組及び4組各副担任

校務分掌等 図書視聴覚,行事委員会(主に儀式行事担当),校内研修推進委員会委員,放送委員会指導担当平成15年度 2年4組副担任 С

で、平成15年度、2年4和副担任 校務分掌等 図書視聴覚,校内研修推進委員会委員,放送委員会指導担当 (ウ) 原告の給与・手当等は,市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)1条により被告東京都が 負担している。また,原告の給与・勤務時間その他の勤務条件には,地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号,以下「地方教育行政法」という。)42条により被告東京都の条例が適用される。 被告等

- · (ア)
- 被告 A は、平成 1 0 年 4 月 1 日から同 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、 $\alpha$  中の校長であった。被告 B は、平成 1 4 年 4 月 1 日から、 $\alpha$  中の校長である。 $\alpha$  中の平成 1 3 年度及び同 1 4 年度の教頭は C (以下「C 前教頭」という。)であり、同 1 5 年度以降の教頭 (イ) (ウ) はD(以下「D教頭」という。)である(乙1ないし3)。

(2) α中の勤務形態

- $\alpha$ 中の教育職員の勤務形態は、出勤時刻が午前8時15分、退勤時刻が午後5時、休憩時間が午後4時から午後4時45分までの間、休息時間が午前10時35分から午前10時45分までの間、午前11時35分から午前11時40分までの間、午後1時から午後1時15分までの間と定められている。なお、休息時間は自由利用ができず勤務時間に 含まれている
- 330 被告東京都の教育職員の超過勤務,教職調整額の支給等に関する条例の定め ア 学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号,以下「給与条例」という。)

(超過勤務手当)

(短週期份子当) 第17条 学校職員の勤務時間,休日,休暇に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第3条,第4条第1項及び 第2項並びに第6条に規定する正規の勤務時間を超えて同条例第11条の規定により勤務することを命ぜられた職員に は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給料 等の額に正規の勤務時間を超えて勤務した勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの 範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算し た割合)を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。(2ないし4項省略)

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級又は2級(平成14年東京都第3条 3号(平成15年4月1日施行)による改正後は、「1級、2級又は特2級」)である者には、その者の給料品の10名(104年)とよる改正後は、「1級、2級又は特2級」)である者には、その者の給料品の10名(104年)とよる第2回では、104年)とは

スパス・30万(下版・3年4万・日地刊)による域上をは、「一版、2板をは付2板」)である目には、その目の結料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2項 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、東京都人事委員会の承認を得て東京都教育委員会規則で定める。 3項 義務教育諸学校等の教育職員については、給与条例第17条及び第18条(注,休日給に関する規定)の規定は 適用しない。

(義務教育諸学校等の教育職員の超過勤務及び休日勤務)

(我務教育語学校等の教育職員の起過到務及び怀日到務別第5条 義務教育諸学校等の教育職員については、原則として、超過勤務及び休日勤務はさせないものとする。 2項 義務教育諸学校等の教育職員に対し超過勤務及び休日勤務をさせる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、 臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。 1 生徒の実習に関する業務 2 学校門事に関する業務

2 字校行事に関する業務 3 教職員会議に関する業務 4 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務 (4) 原告は、平成15年2月6日付けで東京都人事委員会に対し、①被告A及び同Bは学校運営に当たり労働基準 法32条、34条を遵守すること、②被告A及び同Bは労働基準法32条、34条に違反した事実を認め速やかに法的 処罰を受けること、③東京都教育委員会は原告に対し、同13年9月から同14年12月までに原告が行った休憩時間 内及び勤務時間外の労働に対する賃金(合計14万4289円)を支払うこと、④東京都教育委員会は労働基準法32 条、34条が遵守されるよう被告A及び同Bを指導すること、⑤東京都教育委員会は各学校において労働基準法32

条、34条が遵守されるよう具体的な措置を講ずることを要求する措置要求を行った。これに対し、東京都人事委員会は、平成15年9月2日付けで、前記①の要求のうち被告Aに係る部分及び前記②ないし⑤の要求を却下し、前記①の要求のうち被告Bに係る部分を棄却する旨の判定をした。(乙4,5)

争点, 当事者の申立て及び主張

原告は、本件超過勤務をしたか(争点1)。

【原告】

原告は、別紙3超近 【被告東京都】 被告東京都の認否, 別紙3超過勤務一覧表「原告の主張」欄記載のとおり本件超過勤務をした。

: 京都の認否,反論は,別紙3超過勤務一覧表「被告東京都の認否,反論」欄記載のとおりである。 原告が本件超過勤務をしたと認められる場合,被告東京都は原告に対し超過勤務手当の支払義務があるか(争 (2) 点2) 【原告】

ア 原告の使用者である被告東京都は、原告に対し、本件超過勤務について、労働基準法37条に基づいて超過勤務手当の支払義務がある。 本件超過勤務についての手当額は、別紙4記載のとおり合計18万1366円である。

被告東京都の主張に対して

イ 被告東京都の主張に対して (ア) 被告東京都の教育職員について、給特条例 5条 2 項に該当しない場合に超過勤務,休日勤務をさせ、その対価 として超過勤務手当を支払うことは制度上予定されておらず、同条例 3条 1 項の教職調整額が超過勤務手当に相当する と解することはできない。給特条例 3条 3 項は、被告東京都の教育職員について同条例 5条 1 項により超過勤務,休日勤務が原則として禁止されていることから、超過勤務手当に関する給与条例 1 7条,休日給に関する同条例 1 8条の適用が除外されることを注意的に規定したものにすぎない。 実質的にみても、割増率を 2 5 パーセントとすれば 1 日当たり 1 5 分強の超過勤務手当分にすぎない教職調整額を支払うことによって、労働者の生活保障のための最低基準である労働基準法 3 7条を排除してしまうことは、憲法 2 5条に違反するというべきである。 (イ) 被告 A ないし同 B は、原告に対し、以下のとおり、職員会議、学年会、三者面談等において黙示の職務命令を出して超過勤務を強制し、 $\alpha$ 中では超過勤務が常態化していた。 なお、 $\alpha$ 中に勤務する教育職員は、生徒や保護者に対する対応を常に要求されるため、本来の勤務時間を休憩時間に

ロして限週期(3)で短期し、は中では短週期(3)が吊忠化していた。 なお、α中に勤務する教育職員は、生徒や保護者に対する対応を常に要求されるため、本来の勤務時間を休憩時間に振り替えることは事実上不可能であるし、被告Αないし同Bは、職員会議等が午後4時を経過した場合に、原告に対し、具体内には思いば、100元には100元

し、共体的に体息时間の振音を指示したことはない。 a 職員会議について 職員会議は、生徒指導、行事をはじめ学校内の重要課題を議論するため、校長が主催する会議であり、教育職員はこれに出席することが義務づけられている。α中における職員会議は、通常午後3時前後に開始して午後4時までに終了する予定で開催されるが、重要課題が多い場合には午後4時を過ぎることがしばしばあった。職員会議が休憩時間に掛かったからといって勝手に中座すれば任務懈怠として懲戒処分の対象と成り得るのである。そうだとすると、α中における職員会議は、被告Aないし同Bによって会議続行の黙示の職務命令が出されていたということができる。 学年会について

b 字年会について 学年会は、授業進行や生徒指導の在り方など学年毎の課題を議論するため、各学年の担任、副担任が集まり、通常週に1度、必要があれば適宜開催される会議である。α中における学年会は、通常午後3時前後に開始して午後4時までに終了する予定で開催されるが、重要課題が多い場合には午後4時を過ぎることがしばしばあった。校長が期待、要求するような生徒指導を行うためには、各学年の担任、副担任が意思統一をするために学年会を開催する必要があり、学年会は自主的に開かれる会議ではない。学年会は、校長が主催したり直接これに出席するわけではないが、学校行事として予定され、校長も内容を積極的に把握しているのであり、被告Αないし同Bから原告に対し学年会に必ず出席するように黙示の職務命令が

三者面談について

三者面談は、教育職員、保護者、生徒の面談による個別指導である。 $\alpha$ 中における三者面談は、短期間に学級全員について行うため午後4時から午後4時45分までの休憩時間及び午後5時以降に予定を組まざるを得ないこと及び予定時間を超えることも多いことから、必然的に超過勤務とならざるを得ない。原告は、職員会議で決定された三者面談を期間内に実施しなければならず、このため被告Aないし同Bから、原告に対し、休憩時間を削り、退勤時刻を超えてでも三根護を実施しない。

日 保護者会について 保護者会も校長の管理下で行われており、被告Aないし同Bから原告に対し黙示の職務命令が出されている。 平成14年10月30日開催の臨時保護者会は、学級崩壊に対する対策のため開催されたものであり、できるだけ多 くの保護者に参加を求めるため午後7時から開催された。したがって、前記臨時保護者会は、被告Aないし同Bから原 告に対しこれに出席せよとの黙示の職務命令が出されていたといえる。

e 校内研修会について 校内研修会は、学校が主催し、教育職員の資質向上のために行われるものであり、原告は事実上これに出席すること を義務づけられている。したがって、被告Aないし同Bから原告に対し校内研修会に出席せよとの黙示の職務命令が出 されていたといえる。

登校指導について

登校指導は、校長の下にある生活指導委員会の発案で例年2回行われており、学年会で具体的な担当者が決められる。原告は、他の教育職員の負担を増やさないため事実上登校指導への参加を強制されていた。したがって、被告Aないし同Bから原告に対し登校指導に参加せよとの黙示の職務命令が出されていたといえる。

g その他 本件超過勤務のうち前記 a ないし f 以外の業務についても、被告 A ないし同Bから原告に対し黙示の職務命令が出さ れていたといえる。【被告東京都】

被告東京都が,原告に対し,本件超過勤務に対し,手当を支給しなければならないとする法文上の根拠規定は存在

公立の義務教育諸学校の教育職員については、その勤務態様の特殊性から、労働基準法37条に定める時間外、休日及び深夜の割増賃金の支払等に関する規定の適用が排除されている(平成15年法律第117号による改正前の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号、以下「給特法」という。)10条)が、他方でおいたされ、行時は12条)、保険日報の100人の4月1日出来よる額の教際調整額が支給される。 

(同法3条) こととされている。 これらの規定を踏まえて、被告東京都では給特条例を制定し、東京都内の義務教育諸学校等に勤務する教育職員に係る超過勤務手当及び休日給について定める給与条例17条、18条を排除した(給特条例3条3項)上で、同職員に対

し給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給することとしている(給特条例3条1項)。 これらの規定からすれば、被告東京都は、教育職員である原告に対し、超過勤務手当を支給することができない。な お、校長は、教育職員に対し給特条例5条に基づき超過勤務を命じた場合であっても代休日の指定等の措置を行ってい

る。

イ 仮に、給特条例 5 条 2 項に規定する限定的に列挙された事項を超えて職務命令が発せられ、教育職員がこれに従事したような場合には、超過勤務が命ぜられるに至った経緯、従事した職務の内容、勤務の実情等に照らして、それが当該教育職員の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされ、しかもそのような勤務が常態化しているなど、かかる超過勤務等の実情を放置することが同条例 5 条 2 項において超過勤務を命じ得る場合を限定列挙して制限を加えた趣旨にもとるような事情が認められるときには、労働基準法 3 7 条 ないし給与条例 1 7 条 の適用は排除されないものと解する余地がないではない。しかし、本件超過勤務の勤務内容は、以下述べるとおり、被告 A ないし同Bが、原告に対し、その自由意思を強く拘束するような形態でなされたものではなく、専ら原告の自主的な判断に基づいて行われたものであるし、また、そのような勤務が $\alpha$ 中において常態化していたともいえない。したがって、本件超過勤務に対し、労働基法 3 7 条 ないし給与条例 1 7 条 が排除され、その結果、原告は、被告東京都に対し、超過勤務手当の請求をすることができないというべきである。(ア)職員会議について 給特条例5条2項に規定する限定的に列挙された事項を超えて職務命令が発せられ

職員会議について

15年度が1回にすぎなかった。したがって、α中の職員会議が休憩時間内にかかって行われることが常態化していた

から異議等が出されたことはない。 (イ) 学年会について α中における学年会が、被告Αδ

(イ) 字年会について  $\alpha$ 中における学年会が、被告Aないし同Bによる超過勤務命令により正規の勤務時間を過ぎて行われたことはない。 学年会は、通常、休憩開始時刻である午後4時終了を目途に実施されているが、学年主任を中心として各学年毎に教育職員が主体的に運営しているものであり、校長はその会議運営について教育職員の裁量に委ねており、特にその報告も求めていない。会議の運営上出席者が必要に応じて午後4時を過ぎるまで会議を延長したとしても、それは被告Aないし同Bの指示によるものではない。むしろ、被告A及び同Bは、事前に職員会議や運営委員会等で学年会等について正規の勤務時間内に効率的に行うように指示していた。なお、被告Aないし同Bは、これまで原告ら教育職員から、学年会が休憩時間にかかって延長されたことにつき抗議等を受けたことはない。  $\alpha$ 中における学年会は、概ね午後4時終了を目途に学年主任を中心に能率的に行われており、超過勤務が常能化していたとけいまない。

態化していたとはいえない。 (ウ) 三者面談について

被告Aないし同Bは,原告に対し,三者面談を行うに当たり超過勤務を強制しておらず,三者面談における超過勤務

被告れないし同日は、原告に対し、三有面談を行うに当たり起過動務を強制しておらり、三有面談における起過動務が常態化していたこともない。 すなわち、 $\alpha$ 中における三者面談は、校長が予め職員会議で担任教諭に確認の上、毎年、11月及び12月に各5日間の日程で実施されているところ、原告が平成13年度に受け持った35名程度の生徒数であれば、1日当たり7名程度と面談すればよい。また、 $\alpha$ 中では、三者面談期間中は午後の授業を中止して三者面談を行えるように配慮しており、日程調整も原則として午後4時に終了するように各クラスの担任教諭の裁量に任されていたのであって、期間設定に無理はなかった。なお、被告A及び同日は、これまで原告から三者面談の期間設定等について抗議等を受けたことは ない。 (エ)

ない。
(エ) 保護者会について  $\alpha$ 中における保護者会は、通常、午後の授業を中止し、あるいは授業が5時限(午後2時10分)で終了する日の午後2時から午後4時までの間に開催され、概ね1時間から1時間30分で終了しており、原則として勤務時間内に行われていた。また、 $\alpha$ 中における保護者会は、主として学年主任等が学級運営に関して保護者の理解を求めることを目的として実施するものであり、校長は通常これに出席せず、実施した内容を校長及び教頭に対し報告する義務はなかった。そもそも、 $\alpha$ 中における保護者会は、実施回数が年に数回程度であり、仮に勤務時間外に開催されたとしても、それは教育職員による自主的な判断によるものであって、被告 $\alpha$ ないし同日が原告に対し保護者会に関して超過勤務を強制したことはないし、超過勤務が常態化していたともいえない。
(オ) 校内研修会について

 $\alpha$ 中における校内研修会は、休憩開始時刻である午後4時までに概ね終了していた。仮に、校内研修会が当初の予定時間を超過することがあったとしても、それは教育職員の自主的な判断に基づくものである。被告Aないし同Bは、校内研修会における超過勤務を強制しておらず、超過勤務が常態化していたともいえない。

、被告 A ないし同 B は、原告に対し、校務分掌部会に関し超過勤務を強制したことはない。また、本件超過勤務中、教務部会が休憩時間に食い込んだのは 2 回だけであり、超過勤務が常態化していたとはいえない。(キ) 登下校指導、校内見回りについて α 中における登下校指導、校内見回りは、生活指導部若しくは各学年担任教諭等の呼びかけで教育職員が自主的に行っており、被告 A ないし同 B が教育職員に対し超過勤務命令を出して強制的に行ったものではない。また、これらの指導は、常日頃行われているものではなく、これらの指導に関し超過勤務が常態化していたとはいえない。 (ク) その他 a 備品 占給について

運動会係分担業務について

b 連
朝会係分担業務について 原告は、平成 1 3 年 9 月 2 2 日実施の運動会において会場設営係を担当していた。仮に原告が当該運動会終了後の休 憩時間に後片付けを行ったとしても、それは飽くまで原告の自主的な判断に基づくものであり、被告Aが原告に対し超 過勤務を命じたことはない。また、原告は、当該運動会開催日の昼休みに、予め休憩を取得することもできた。 c 私立  $\zeta$  高等学校への出張について 原告は、平成 1 3 年 1 0 月 1 6 日、私立  $\zeta$  高等学校に中学校対象の入試説明会のため出張した。原告は、事前に同校 の説明会が午後 4 時から開催されることを知っていたのであるから、予め休憩を振替取得した上で同校に出張すること ができた。したがって、被告Aは、原告に対し、私立  $\zeta$  高等学校の入試説明会に関し、超過勤務を強制したということ はできない。

その他の校務分掌業務に

原告は、前記以外の校務分掌業務についても、飽くまで自己の自主的な判断に基づいて勤務したものである。被告Aないし同Bは、原告に対し、前記以外の校務分掌事務について、超過勤務を強制したことはない。 (3) 原告は、被告A及び同Bに対し、謝罪文の交付を求めることができるか(争点3)。

本案前の申立て

【被告B】

「原告が $\alpha$ 中の校長である被告Bに対し謝罪文の交付を求めることは、公務員の個人責任を追及するものにほかならず、このような訴えは国家賠償法の趣旨に照らして許されない。したがって、原告の被告Bに対する訴えは不適法であって却下を免れない。

【原告】

被告Bの前記申立ては争う。

本案の主張

【原告】

【原告】 (ア) 公務の執行に違法がある場合、当該公務の違法性が重大であり、かつ当該公務員がその違法性を認識している場合には、公務員の個人責任が認められるべきである。この点、被告A及び同Bは、東京都の教育職員には給特条例5条2項に定めるほか超過勤務を命ずることができないにもかかわらず、前記(2)【原告】で主張したとおり原告に対し職員会議、学年会、三者面談等について黙示の職務命令を出して超過勤務を強制し、原告の休憩時間を確保するような手当をしなかった。前記被告A及び同Bの職務命令は極めて違法性が強く、同人らは給特条例5条2項を熟知しており違法性の認識も十分ある。したがって、原告に違法な職務命令を出した被告A及び同Bは、原告に対し、個人責任を 負うべきである。

(イ) 教育職員が休憩時間を奪われることは人間としての尊厳を取り戻すための時間を奪われるに等しく金銭賠償だけでは原状回復として不十分であること、将来の違法な超過勤務を根絶するため違法な超過勤務を命じた校長に対し厳しい責任追及がされてしかるべきであることから、原告は被告A及び同Bに対し、民法723条を準用して謝罪文の交

付を求めることができる。 【被告A及び同B】

【被告A及び同日】 (ア) 国家賠償法の趣旨に照らし、被告A及び同Bは、公務員個人としての責任を負わない。被告A及び同Bが、原告に対し、違法な職務命令を出したとの原告の主張は否認する。 (イ) 民法は不法行為に対する救済方法として金銭賠償を原則としている(民法722条、417条)ところ、名誉権の侵害については、その法益の特殊性からして、金銭賠償のみでは被害者の被った損害の填補として不十分な場合が少なくないこと、金銭賠償以外の適当な処分によって損害を填補することが適当な場合がありうることから金銭賠償の原則に対する例外を定めたものである。そうだとすると、民法723条の準用は、名誉権とその性質を共通にする名誉・信用等の人格権の侵害の場合にとどまるのが相当であるところ、原告の被告A及び同Bに対する請求は、準用の範囲を招きており、生当である を超えており、失当である。 第3 当裁判所の判断

を超えており、失ってある。第3 当裁判所の判断
1 争点(本件超過勤務の有無)について
1 証拠(甲6ないし9,14,26の3,7,9ないし16,19ないし21,23,24,27,28,30,3
1、33,39,47,49,51ないし53,55,58ないし60,63,66,66,68,71,72,75ないし77,79ないし81,83,84,86,89,90ないし9,同7の1ないし4,6ないし9,12,8の5ないし11,13ないし25,28,原告【1,20頁】)及び弁論の全趣旨によれば、原告评成14年3人一覧表「原告の主張」欄記載のとおり本件超過勤務であり(ただし、平日の職員2は被告日は大力に大だし、平日の職人3を持ち日は大力に大だし、平日の職人4年会議における時代のでは、12を持ち日は大力により、15日の15年7月2日の前務内容は校内研修会であり(乙6の58,被告8の16])、当該判断を覆すに足りる証拠に4年後の15日の前務内容は校内研修会であり(乙6の90,同17,社会)、第6日の15年7月2日の前務内容は校内研修会であり(乙6の58,被告8の16])、当該判断を覆すに足りる証拠結構を持ちに対し、で表していていていていていていての「60,65,66,66,66,68,71,72,75同時間には、11を19時間

ページ(4)

職員会議について (3) ア

(3) 7 報員会職について (ア) 証拠(乙16, 17, 原告【11ないし14頁】, 被告A【1ないし4, 9, 10頁】, 同B【1ないし3, 8, 9頁】)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。 a 本件超過勤務中,職員会議に関するものは、平成13年度(同年9月5日以降,以下同じ。)が3回(全17回 中),同14年度が6回(全27回中),同15年度(同年10月27日まで,以下同じ。)が1回(全7回中)の合 計10回である。

機のため、生活指導部の職員の提案により参加可能な職員を臨時に招集して開催された会議であり、通常の職員会議とは異なり自主的に開催された会議であった。 c 被告 A は、 $\alpha$  中の教育職員に対し、年度当初の職員会議やその後の職員会議において、職員会議に限らず職務によって午後 4 時から 4 時 4 5 分までの間に休憩が取れない場合には、適宜振り替えて休憩を取るように指示していた。また、被告 B も、 $\alpha$  中の教育職員に対し、年度当初の職員会議において、同様の指示をしていた。 A は 被告 A 及び同 B は、職員会議が午後 A 時で終了するように計画を立て、司会の職員に対しても進行の指示をしていたが、進行上やむを得ず午後 A 時を経過する場合であっても、自ら続行を命じたことはなかった。また、職員会議に参加した職員から、被告 A ないし同 B に対し、職員会議が午後 A 時以降まで続行されたことについて異議等が出されたことにかった。

加した職員から、被告 A ないし同日に対し、職員会議が午後 4 時以降まで続行されたことについて異議等が出されたことはなかった。 e 平成14年12月4日に開催された職員会議(別紙3超過勤務一覧表番号73)の司会は原告であったが、原告に4後4時を経過して会議を流行する際、何ら異議を述べなかった。 (7) 前記(ア)で認定した事実を前提に、以下、原告が職員会議に関して自由意思を強く拘束されるような形態で超過勤務をさせられ、そのような勤務が常態化していたといえるか否かについて検討する。 職員会議は校長が主催し、原則として校長、教頭を含む全教育職員が参加して、議題等について職員相互の意思疎通を図ることを目的として開催される会議であり、α中においては教育職員が司会を輸番で行っていたとはいうもののの意識を図ることを目的として開催される会議であり、α中においては教育職員が一条で年後4時以降休憩に入ることののの意識をあったということができる。しかしながら、原告が問題とするの、原告の一年で午後4時以降の間に5年度までのより、京信計画が立てられており、実際午後4時以降の職員会議続行を意識は、原則として午後4時までに終了するように計画が立てられており、実際午後4時以降の職員会議続行を命じ会議は、原則として午後4時までに終了するように計画が立てられており、実際午後4時以降の職員会議続行を命じ会議は、原則として午後4時までに終了するように計画が立てられており、実際午後4時以降の職員会議続行を命じた指示ととはないことと、教育職員の会議であれており、教育、教育を経過して会議を続行したのような影響を述べなかったことはないたこと、教育職員の会議を持ついて何ら異議等等を述べなかったことなどの事情に照ら表されておりる証拠は存在しない。イ学年会について(ア)証拠(こ16、17、被告A【1、11、12頁】、同B【1、4、11、12頁】)及び弁論の全趣旨によれて、ままが記した。

(ア) 証拠(乙16, 17, 依古A【1, 11, 12貝】, 回B【1, 4, 11, 12貝】) 及び井岬の王座目によれば、以下の事実が認められる。
a 本件超過勤務中、学年会に関するものは平成13年度が20回、同14年度が24回、同15年度が11回(同年3月18日、同月19日実施の次年度の生徒のクラス分け作業を含む。)の合計55回である。
b α中における学年会は、各学年毎に学年主任が中心となって同学年の学級を担当する教育職員が連絡、調整等を行う目的で開催する会議である。学年会は、通常週1回、授業が5時限(午後2時10分)で終了する日(平成13年度、同15年度は月曜日、同14年度は金曜日。ただし、校内研修会実施日に当たる場合は他の曜日とする。なお、この他に学年主任等が必要に応じて適宜開催する場合がある。)に、午後4時終了を目途に開催されていた。学年会には

校長は出席しないが、運営委員会において学年主任から校長に対し必要事項が報告されていた。なお、被告Bは、学年主任に対し、学年会を計画的に進行し、午後4時までに終えるように指示していた。 。 被告A及び同Bは、教育職員から、学年会が休憩時間に掛かって延長されることについて抗議を受けたことはなか

った。 (イ)

三者面談について

「証拠(甲6,乙16,被告A【1,7,8,12ないし15頁】)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が 認められる。

a 本件超過勤務中、三者面談に関するものは10回である。原告は、三者面談を実施した日は、概ね休憩時間の全部を面談に充てていた(別紙3超過勤務一覧表番号13ないし16、22ないし25、39、40)。 b α中における三者面談は、原則として、校長が予め職員会議で担任教諭に確認の上で設定した期間(例年11月及

び12月の各5日間)の午後2時から午後4時までの間,進路指導や学習・生活指導を行うため担任,保護者及び生徒の三者により実施されていた。α中における三者面談の具体的な実施日時,面談時間,順番等は,保護者の希望を踏まえて各クラス担任が裁量により調整しており,保護者の都合等によっては,退勤時刻後や期間外の日時に行われること もあった

した保護者会である

した保護者会である。 e 平成15年2月14日に開催された1年3組保護者との話合い(別紙3超過勤務一覧表番号89),同年3月5日 開催の1年2組保護者との話合い(別紙3超過勤務一覧表番号92)は,いずれも理科の授業等の運営に支障が生じて おり保護者の理解を求めたいとの原告の希望により,1学年担当職員内で相談の上実施された保護者会(学級懇談会) である。

a 本件超過勤務中、校内研修会に関するものは6回(後述する学校全体で行うものが4回、各教科別に行われるもの(原告は理科部会)が2回)である。

で行うものと、各教科別に行われるものがあった。学校全体で行う校内研修会には、原則として校長及び教頭を含む教育職員全員が出席していたが、各教科別に行われる校内研修会には、校長及び教頭は出席せず、少人数(本件超過勤務における理科部会は3人)で行われていた。

被告Aは、学校全体で行う校内研修会が午後4時に終了しそうにない場合には、区切りのよいところで終わるよう

c 被告 A は、学校全体で行う校内研修会が午後 4 時に終了しそうにない場合には、区切りのよいところで終わるように指示していた。 d 平成14年9月25日に開催された校内研修会(別紙3超過勤務一覧表番号63)は、他校の教諭を講師として招いて行われたが、原告の講師に対する質問が長引くなどしたため、終了時刻が午後 4 時を過ぎた。 (イ) 前記(ア) で認定した事実を前援に、以下、原告が校内研修会に関して自由意思を強く拘束されるような形態で超過勤務をさせられ、そのような勤務が常態化していたといえるか否かについて検討する。 α 中における校内研修会は、校内研修推進委員会が計画を立てて実施される教育職員の研鑽であり、実施内容等については教育職員による自主性が尊重されている。校内研修会は午後 4 時までには終了するよう計画が立てられ、程度のでは教育職員による自主性が尊重されている。校内研修会は午後 4 時までには終了するよう計画が立てられ、実際、学校全体で行う校内研修会は、外部講師を招いて実施されたとき以外休憩時間の振替が可能な5ないし10分間程度超過したにすぎない。また、原告が所属していた理科部会は、少人数で行われていたのであるから、原告が議事進行について意見を述べることは容易であったものと推認することができ、休憩時間に掛かってなお続行するか否かを合めて自己と対できる。これらの事情に照らすと、原告が校内研修会に関してきず、加者の自主的な判断に任せられていたということはできる。これらの事情に照らすと、原告が校内研修会に関してきず、地務分掌部会、委員会について(ア)証拠(乙1ないし3、16、被告A【1、17、18頁】)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- る。
- る。本件超過勤務中,教務部会に関するものは1回,校内研修推進委員会に関するものは2回である。 b α中には、校長の下、教務、生活指導、進路指導、保健給食、事務用務などの校務を分担する校務分掌部会、体育 行事、文化行事、儀式、校内研修などの各種行事を執り行う委員会があり、各教育職員がこれに所属していた。教育職 員は、校務分掌部毎に意思疎通を図るため部会を開いていた。委員会は、それぞれ担当する行事毎に打合せを行ってい た。校務分掌部会、委員会共に少人数で行われている(教務部会7人、校内研修推進委員会3ないし4人)。委員会に

員は、校務分掌部毎に意思疎通を図るため部会を開いていた。委員会は、それぞれ担当する行事毎に打合せを行っていた。校務分掌部会、委員会共に少人数で行われている(教務部会7人、校内研修推進委員会3ないし4人)。委員会には教頭が出席する場合があった。(イ) 前記(ア)で認定した事実を前提に、以下、原告が校務分掌部会、委員会に関して自由意思を強く拘束されるような形態で超過勤務をさせられ、そのような勤務が常態化していたといえるか否かについて検討する。 α中における校務分掌部会及び委員会は、校長の下、校務を分担し各種行事を執り行うものであるが、それぞれの任務を果たしたり、構成員間の意思疎通を図るための会議、打合せについては比較的少人数で行われており、原告が議事進行について意見を述べることは容易であったものと推認することができ、休憩時間に掛かってなお続行するか否かを含めて参加者の自主的な判断により行われていたものということができる。実際、校務分掌部会ないし委員会が休憩時間に掛かって行われたのは3回にすぎない。これらの事情に照らすと、原告が校務分掌部会ないし委員会に関してきず、当該判断を覆すによりる証拠は存在しない。

・ 登下校指導について
(ア) 証拠(甲7、乙17、被告 B【1、4、12ないし14頁】)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認め

(ア) 証拠(甲7,乙17,被告B【1,4,12ないし14頁】)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認め

a 本件超過勤務中、登下校指導に関するものは1回だけである。 b α中における登下校指導は、校務分掌部会の1つである生徒指導部主導で、一定の期間、教育職員の勤務時間外(登校指導は午前8時から午後8時30分までの間)に、場合によっては保護者らとも協力して実施されていた。校長は登下校指導について事前に報告を受けるが、教育職員に対し登下校指導に参加するように命令することはなく、各教育職員は生徒指導部主導の下、自主自発的に登下校指導に参加していた。 (イ) 前記(ア)認定の事実によれば、原告は、生徒指導部主導の下、自主自発的に登下校指導に参加したものであり、登下校指導に関して自由意思を強く拘束されるような形態で超過勤務をさせられ、そのような勤務が常態化していたとまでいうことはできず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。 ク その他 前記1で認定した事実によれば、原告は、生徒が表現していたとまでいることはできず、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。

しない。

(4)

以上検討したところによれば、原告は度々超過勤務を行っており、その中には学校側の工夫次第で勤務時間中に行えたと考えられるものもなくはないが、個々具体的な事情に照らしてみれば、いずれも原告が自由意思を強く拘束するような形態で超過勤務をさせられ、そのような勤務が常態化していたとまでいうことはできない。そうすると、給与条例17条2件のようないといった例外的事情の認められないといると、2015年11月12日 | 1985年11月12日 | 1985年11

17条ないしは労働基準法37条の適用が排除されないといった例外的事情の認められない本件超過勤務にあっては、原則に従い、給特法10条、給特条例3条3項の規定どおり、被告東京都は、本件超過勤務について、原告に対し、超過勤務手当を支払う義務はないというべきである。 3 争点3 (謝罪文交付の成否)について (1) 被告Bの本案前の申立てについて (1) 被告Bの本案前の申立てについて 被告Bは、原告が被告Bに対し個人責任を追及することは国家賠償法の趣旨に照らして許されないと主張して、被告Bに対する訴えを却下するとの判決を求めている。しかしながら、前記被告Bの申立ての理由は、請求権の存否に関するよってあって、かかる理由によって訴えが不適法になることはなく、被告Bの本案前の申立ては、その余の点を判断するまでもなく理由がない。 るものであって、かかる理由 するまでもなく理由がない。 (2) 本案について

原告は、公務の執行に違法がある場合、当該公務の違法性が重大であり、かつ当該公務員がその違法性を認識してい

る場合には、公務員の個人責任が認められるべきであると主張する。この点、原告の主張は、被告A及び同Bが原告に対し違法な職務命令を出したことを前提とするものであるが、かかる職務命令は公務員がその職務を行うについてした公権力の行使に当たるから、仮にそれが認められるとしても国家賠償法1条1項が適用され、公共団体である東京都がその賠償の責に任ずるのであって、公務員個人はその責を負わないものと解するのが相当である(最二小判昭和53年10月20日・民集32巻7号1367頁参照)。なぜなら、①国家賠償法は国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がその公務員に故意、過失のいずれがあるかを問わずこれを賠償する責に任ずるものとしながらら同法1条1項)、公務員の個人責任については、当該公務員に故意又は重大な過失があったとき、国又は公共団体はその公務員に対し求債権を有する目視定するのみで(同法1条2項)、その公務員個人の他人に対する損害賠償責任について何ら規定していないこと、②公務員個人は責任を負わないと解しても被害者の救済に欠けることはなく、加害者個人に対する制裁は別途懲戒、刑事処分等によって図られるべきであるからである。したがって、前記原告の主張は理由がなく、採用することができない。

がなく、採用することができない。
のみならず、被告A及び同Bは、原告に対し、本件超過勤務に関して明示の職務命令を出したことはなく(争いがない。)、また、前記2で判示したとおり、被告A及び同Bが給特法ないし給特条例に反して原告に超過勤務を強制したことも認められない。

以上によれば、原告の被告A及び同Bに対する謝罪文の交付請求は、その余の点について判断するまでもなく理由が ない。

結論 4

以上から明らかなとおり、原告の請求はいずれも理由がないのでこれを棄却することにする。

東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 難波孝

裁判官 三浦隆志裁判官 知野明

(別紙1)

謝罪文

〇〇年〇〇月〇〇日

E殿

Aは、立川市立 $\alpha$ 中学校校長に在職時、貴殿に対して、違法な超勤命令を出すなど労働基準法に違反する行為をい、貴殿に多大な迷惑をおかけ致しました。ここに深く謝罪し、謝罪の証として本書を交付します。 私, 数々行い、 元立川市立 α 中学校校長 A

(別紙2)

謝罪文

〇〇年〇〇月〇〇日

E殿

私、Bは、立川市立α中学校校長でありますが、貴殿に対して、違法な超勤命令を出すなど労働基準法に違反する行為を数々行い、貴殿に多大な迷惑をおかけ致しています。ここに深く謝罪するとともに、二度と違法な超勤命令を出さないよう肝に銘じ、今後は労働基準法を遵守することの証として本書を交付します。 立川市立α中学校校長 B